○経済産業省告示第百九十五号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第六十三条の規定に基づき、平成七年通商産業省告示第七百七号（火薬類取締法施行規則第六十三条の規定による安定度試験用の遊離酸試験器等を指定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年八月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　青色リトマス試験紙、精製滑石粉及び標準色紙は、日本工業規格K四八二二（二〇一七）「火薬類安定度試験用試薬類」に規定するものとし、その大きさは、青色リトマス試験紙については縦四十ミリメートル横十ミリメートル、標準色紙については縦二十五ミリメートル横十ミリメートルとする。	二　青色リトマス試験紙、精製滑石粉及び標準色紙は、日本工業規格K四八二二（二〇〇一）「火薬類安定度試験用試薬類」に規定するものとし、その大きさは、青色リトマス試験紙については縦四十ミリメートル横十ミリメートル、標準色紙については縦二十五ミリメートル横十ミリメートルとする。
三　ヨードカリデンプン紙は、製造後二年を経過せず、かつ、日本工業規格K四八二二（二〇一七）「火薬類安定度試験用試薬類」に規定するよう化カリウムでんぷん紙とし、その大きさは、縦二十五ミリメートル横十ミリメートルとする。	三　ヨードカリデンプン紙は、製造後二年を経過せず、かつ、日本工業規格K四八二二（二〇〇一）「火薬類安定度試験用試薬類」に規定するよう化カリウムでんぷん紙とし、その大きさは、縦二十五ミリメートル横十ミリメートルとする。

○国土交通省告示第七百九十八号

指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第十三条の五の規定により、同規則第十三条の二第三項第三号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十三条の十七第二号の規定により公示する。

平成二十九年八月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録番号
自動車検査用機械器具登録校正実施機関第一号
二　登録校正実施機関の名称
一般社団法人　日本自動車機械工具協会
三　変更後の登録校正業務を行う事務所の名称及び所在地
一般社団法人　日本自動車機械工具協会　福岡支所
福岡県福岡市博多区東比恵三丁目二十四番二十六号ベアージュ博多一階
四　変更の日
平成二十九年八月二十一日

○国土交通省告示第七百九十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十一日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
東北横断自動車道いわき新潟線　新潟県東蒲原郡阿賀町谷沢字松峠五四九八番一〇から同県東蒲原郡阿賀町五十島字上堰口一四〇四番六まで　平成二十九年八月二十一日十五時

○防衛省告示第百五十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年八月二十一日

防衛大臣　小野寺五典

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
日時　平成二十九年八月二十八日から九月一日までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで
実施艦等　自衛艦八隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年八月二十一日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十九年八月二十八日から九月一日までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで
区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域
実施艦等　自衛艦七隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年八月二十一日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十九年八月二十九日（予備、同月三十日及び同月三十一日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。